

さいたま市監査委員告示第78号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年9月7日付けさいたま市監査委員告示第71号で公表した工事監査の結果に基づき、教育委員会教育長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和4年12月13日

さいたま市監査委員	大内	美幸
同	工藤	道弘
同	江原	大輔
同	渋谷	佳孝

指摘事項等措置報告書

教育委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 生涯学習総合センター ・六辻公民館車椅子用階段昇降機設置修繕</p> <p>仕様書の作成及び執行予定額の設定において、設置を予定する機種と異なる他の2機種の設置を認める内容の仕様書により発注し、執行予定額及び最低制限価格を設定したことでの、本来落札となり得る者が失格となる事態を招いていることから、当初から発注者が要求する性能を明確に明示した仕様書を作成したうえで、当該仕様書に基づいた適正な執行予定額及び最低制限価格を設定すべきである。</p> <p>階段昇降機の施工において、既設のコンクリートスラブに金属拡張アンカーを用いて固定しているが、支柱の固定には60mm以上埋め込むべき設計としているところ、強度が期待できないタイルや下地モルタルを含めた埋め込み深さで固定しており、支柱の固定に必要な引抜き強度が不足しているおそれがあることから、所要の強度確保を検証したうえで施工すべきである。</p>	<p>今後につきましては、執行予定額及び最低制限価格の設定について、発注者が要求する性能を明確に明示した仕様書を作成したうえで、当該仕様書に基づいた適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>受注業者には、所要の強度確保ができる設計のとおり施工するよう階段昇降機の撤去・再設置を指示し、発注者が立会いの下に実施しました。今後につきましては、受注者に対する指導も徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

教育委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 桜木公民館 ・大宮南公民館雨漏り修繕</p> <p>施設修繕検査員の指定において、監督員が検査員となっているが、監督員に検査員を兼ねさせる特別の必要が見受けられないことから、さいたま市契約規則第44条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、「さいたま市契約規則」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p>